

女性の人権を侵害するあらゆる形態の 暴力の防止と救済に向けた環境の整備

【現状と課題】

本市が、平成21年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、配偶者等からの暴力を受けた経験が「1度でもある」と回答した女性は、38.0%となっており、約3人に1人が配偶者等からの暴力を経験し、セクシュアル・ハラスメントの被害経験については、すべての項目で「経験がある」又は「経験はないが見聞きしたことがある」との回答がありました。

また、配偶者等からの暴力を受けた経験がある人に、その相談先について尋ねたところ「家族や親戚」19.8%、「友人・知人」20.3%となっている一方で、「どこにも、誰にも相談しなかった」と答えた人が39.8%となっており、暴力が潜在化する傾向にあることがわかりました。

さらに、配偶者等からの暴力に対する認識については、ほとんどの項目で、「どんな場合も暴力にあたると思う」の割合が高いものの、この割合が最も高い項目でも9割を超えておらず、暴力を容認する意識があることもうかがえました。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識や男女間の経済格差、上下関係などがあり、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという認識に立った取り組みが必要です。

平成13年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行され、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、社会的性別（ジェンダー）に由来する社会の構造的な問題であるという認識に基づく取り組みがすすめられ、本市においても配偶者暴力防止法に基づいて暴力の防止と救済に関する取り組みをすすめてまいりました。しかしながら、被害者の支援のための関係各課、各機関との相互連携の在り方が、必ずしも被害発生の実情や被害者のニーズに即したものとなっていない等、克服すべき課題も明らかになってきました。

これらのことを踏まえ、平成19年7月の配偶者暴力防止法の改正で、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されたことに伴い、本市においても配偶者等からの暴力の根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組むため、「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を「伊佐市男女共同参画基本計画」の中に含める形で策定することとしました。

【市が実施する 91 の事業】

| | 実施事業 | 事業内容 | 担当課 |
|---|------------------------------|---|--------------|
| 1 | 学校・幼稚園における人権教育・男女平等教育の推進 | 学校・幼稚園の教育の場において、人権意識を高める教育や男女の人権の尊重に基づく教育を促進するために、教職関係者に向けた広報・啓発に努めます | 学校教育課 |
| 2 | 家庭教育における人権教育の推進 | 家庭において男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するために、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます | 社会教育課 |
| 3 | 地域における人権教育の推進 | 男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます | 企画調整課 |
| 4 | 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における人権教育の推進 | 地域支援者等において、男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、民生委員・児童委員、人権擁護委員、各種相談員等に向けた広報・啓発に努めます | 福祉事務所 市民課 |
| 5 | 職域における人権教育の推進 | 男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会等関係機関と連携するとともに、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます | 企画調整課 |
| 6 | 多様な機会をとらえた広報・啓発の推進 | 暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進します | 企画調整課 |
| 7 | セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実 | 事業所や学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います | 総務課 企画調整課 |
| 8 | 法教育の充実 | 人権意識の確立に向け、法律についての知識を持ち、日常生活の中で人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために活用できるよう、広報紙や市ホームページ等を活用した法教育を充実させます | 企画調整課 市民課 |

| | | | |
|----|------------------------|--|----------------------------------|
| 9 | 意識啓発の充実 | どのような暴力でも犯罪であるという意識が浸透するように、より一層の教育・啓発活動を行います。また、親密な関係にあった若年層間の暴力（デートDV）に対しても理解を深めてもらうため、意識啓発に努めます | 企画調整課 福祉事務所 学校教育課 社会教育課 |
| 10 | 広報紙や広報媒体を活用した啓発の実施 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報紙や市ホームページなどを活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します | 企画調整課 総務課 |
| 11 | 講演会や研修会等の開催による啓発の実施 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します | 企画調整課 |
| 12 | 自治会やコミュニティにおける学習機会の提供 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、自治会やコミュニティでの講座等で啓発活動に努めます | 企画調整課 |
| 13 | 県男女共同参画地域推進員を活用した啓発の実施 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画地域推進員を活用した講座等を実施し、広く市民に対する啓発活動を実施します | 企画調整課 |
| 14 | 各種団体等市民の自主的な啓発活動の促進 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるためには、市民一人ひとりの人権意識、男女平等意識を高める意識の醸成が重要であり、各種団体等市民との協働による啓発をすすめます | 企画調整課 |
| 15 | 学校・幼稚園における人権教育の推進 | 学校・幼稚園等に出向き、児童生徒や保護者等へDVに関する資料配布やDVに関する正しい理解を広めるため講座等を実施し啓発活動に努めます | 学校教育課 |

| | | | |
|----|--|---|---------------|
| 16 | 地域における学習機会の提供 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県地域活動推進員を活用した講座や、担当職員による出前講座等での啓発活動に努めます | 企画調整課 |
| 17 | 誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催 | 誰もが参加しやすいように、特に市の情報に接する機会が少ない若年層に配慮した講演会や講座等の案内の発信について検討し開催します | 企画調整課 関係各課 |
| 18 | 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における配偶者等から暴力に対する理解の促進 | 地域支援者等において、配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、民生委員・児童委員、人権擁護委員、各種相談員等に向けた研修会等を実施します | 福祉事務所 市民課 |
| 19 | 職域における配偶者等から暴力に対する理解の促進 | 職域において、配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、商工会等関係機関と連携するとともに、定例会の機会を活用して啓発活動を実施します | 企画調整課 |
| 20 | 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供 | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報を広報紙や市ホームページなどを活用し提供します | 企画調整課 |
| 21 | 思春期における教育の充実 | 児童生徒を対象とした、健全な父性・母性の育成支援及び感性豊かな人間形成を図ります | 学校教育課 |
| 22 | 思春期セミナーの充実 | 小・中・高校生等を対象とした、健全な父性・母性の育成支援及び感性豊かな人間形成を図るためセミナー等の開催に努めます | 健康増進課 |
| 23 | 各種団体の定例会や研修会、講座等の機会を活用した啓発 | 配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の定例会や研修会、講座等の機会を活用して啓発活動を実施します | 企画調整課 |
| 24 | 書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供 | 配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等の提供を行います | 社会教育課 |

| | | | |
|----|--|--|-------------------------|
| 25 | 『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）の周知 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせて、図書館等公共施設でパネル展示を実施する等広報・啓発をすすめます | 企画調整課 |
| 26 | 「人権週間」の周知 | 広報紙や市ホームページ、防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際、身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます | 市民課 総務課 |
| 27 | デートDV防止に関する教育・啓発の推進 | デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら、啓発活動や教育関係者を対象とした研修を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを推進します | 企画調整課 学校教育課 社会教育課 |
| 28 | 子ども達を対象にデートDV防止等に関する啓発と学習機会の推進 | 児童生徒に対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します | 企画調整課 学校教育課 |
| 29 | 若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層に配慮した相談窓口の広報の在り方の検討 | デートDVの啓発に取り組む民間団体と連携して、若年層に配慮した広報手段や、相談窓口の在り方等を検討します | 企画調整課 学校教育課 福祉事務所 |
| 30 | 問題解決を暴力に頼らない教育の推進 | 配偶者等からの暴力を減らすには、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない教育を、関係機関と連携してすすめます | 学校教育課 |
| 31 | 問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進 | 家庭・地域・職域・学校その他の社会のあらゆる分野において、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙や市ホームページなどを活用した広報・啓発をすすめます | 企画調整課 |
| 32 | 教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施 | 教育関係者や保健医療関係者など、デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたれるよう研修を実施します | 企画調整課 |
| 33 | 安心して相談できる環境の整備 | プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりやバリアフリー化の整備をすすめます | 企画調整課 福祉事務所 |

| | | | |
|----|-----------------------------|---|----------------|
| 34 | 身近な所で相談できる場の周知 | 県男女共同参画地域推進員と連携して、男女共同参画の視点に立った市民に身近な語り合いの場であるサロン等の利用を促進します | 企画調整課 |
| 35 | 相談制度の周知 | 制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます | 企画調整課 福祉事務所 |
| 36 | 被害者へ配慮した各種相談窓口の周知 | 被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます | 企画調整課 |
| 37 | セクシュアル・ハラスメントの救済に向けた相談体制の整備 | 鹿児島県雇用均等室・21世紀職業財団等と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います | 企画調整課 |
| 38 | 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供 | 使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実にその機関に情報提供するよう努めます | 企画調整課 |
| 39 | 支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施 | 被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう、支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の機会と内容の充実を図ります | 企画調整課 |
| 40 | 市担当職員を対象とした研修の実施 | 庁内すべての部署において、被害者に対して二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、庁内のフローチャート等を作成し、実践に基づいた研修内容の充実を図ります | 企画調整課 |
| 41 | 相談員等支援者のケア | 被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます | 企画調整課 |
| 42 | 支援関係機関・団体の連携強化 | 被害者の相談に総合的に対処するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体との連携強化を図ります | 企画調整課 |

| | | | |
|----|----------------------------------|--|------------------------|
| 43 | 医療機関とその他支援関係機関との連携協力 | 迅速な対応ができるよう、関係機関連絡会議を開催し、情報の共有化を図ります | 福祉事務所 健康増進課 |
| 44 | 配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化 | 児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、関係各課と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。また、配偶者等からの暴力に関する研修を実施したり、県が行う講座等の情報を提供します | 企画調整課 福祉事務所 |
| 45 | 支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備 | 休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表を作成し支援関係機関への配布を行います | 企画調整課 |
| 46 | 庁内連絡会議の機能強化 | 迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を整備し、適切な対応に向けた機能を強化します | 企画調整課 |
| 47 | 庁内DV等協力相談員との連携強化 | 庁内に配置しているDV等協力相談員との連携を図り、DVや児童虐待、高齢者虐待等の早期発見と適切な対応に向けた連絡体制を強化します | 企画調整課 |
| 48 | 医療関係者向けの広報や研修の実施 | 医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供に努めます | 企画調整課 |
| 49 | 消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応 | 患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます | 企画調整課 福祉事務所 |
| 50 | 被害者の一時避難（一時保護）に関わる支援 | 被害者の一時避難（一時保護）に関わる支援は、関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます | 福祉事務所 企画調整課 関係各課 |
| 51 | 短期入所生活援助事業 | 保護者の疾病や経済的理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を一時的に養育・保護等を行います | 福祉事務所 |
| 52 | 母子生活支援施設の活用 | 配偶者等からの暴力により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等において、母子寮、児童養護施設等に一時的に保護を行います | 福祉事務所 |

| | | | |
|----|--------------------------------------|--|----------------|
| 53 | 警察との連携・協力 | 被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、警察との連携を密に図ります | 福祉事務所 企画調整課 |
| 54 | 地域における見守りの支援 | 被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会やコミュニティ活動等において様々な機会を通じ、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します | 企画調整課 |
| 55 | 暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ | 配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや自治会やコミュニティなど地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います | 企画調整課 |
| 56 | 配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報 | 被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます | 企画調整課 |
| 57 | 医療関係者への通報・通告制度の周知徹底 | 日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります | 企画調整課 |
| 58 | 通報者の情報（氏名等）の保護の徹底 | 通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、情報保護の徹底を図ります | 企画調整課 |
| 59 | 被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり | 被害者の個人情報保護を徹底するため、庁内連絡会議等において、情報を共有する必要がある機関において情報管理のルールを定め遵守します | 企画調整課 |
| 60 | 教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理 | 転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります | 学校教育課 |

| | | | |
|----|-----------------------------------|---|----------------|
| 61 | 各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底 | 被害者が加害者の追跡の恐怖から解放され、安全・安心な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します | 企画調整課 福祉事務所 |
| 62 | 住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用 | 住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます | 市民課 |
| 63 | 個人情報を扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進 | 個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力について認識を高める研修等を実施します | 企画調整課 |
| 64 | 各種支援制度の適切な運用 | 被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置・医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底します | 企画調整課 |
| 65 | 保護命令制度の広報と被害者への利用支援 | 配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、情報提供、手続の支援等を行います | 企画調整課 |
| 66 | 支援者の個人情報管理の徹底 | 相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します | 企画調整課 |
| 67 | ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供 | 被害者の親戚や友人、支援者等の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います | 企画調整課 |
| 68 | 地域における子どもの見守りの推進 | 子どもに関わる学校や幼稚園・保育園・医療関係機関・地域住民など様々な立場の者が子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などをすすめます | 福祉事務所 企画調整課 |

| | | | |
|----|------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 69 | 学校・幼稚園・保育所・児童クラブ等への就学や入所等の支援 | 市・教育委員会・学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します | 学校教育課 福祉事務所 教育委員会総務課 (幼稚園) |
| 70 | 健康診査・予防接種の弾力的実施 | 加害者からの追跡等があつて現住所地に住民登録していない子どもについても、前住所地の行政と連絡を取り、健康診断や予防接種が受けられるようにします | 健康増進課 |
| 71 | 配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知 | 加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校への制度の周知を図ります | 企画調整課 |
| 72 | 学校・幼稚園・保育所等における子どもの行動等からの早期発見 | 子どもや保護者の様子や会話の内容から、子ども等が発するSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努めます。被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から関係機関と連携し、被害者と子どもの援助にあたります | 学校教育課 福祉事務所 教育委員会総務課 (幼稚園) |
| 73 | 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応 | 地域住民にとって身近な相談先である民生委員や主任児童委員、人権擁護委員等は、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います | 企画調整課 福祉事務所 市民課 |
| 74 | 家庭教育相談員・児童相談員による早期発見・対応 | 家庭教育相談員・児童相談員による、日頃の活動を通じてDVや児童虐待を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行い、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います | 福祉事務所 学校教育課 |
| 75 | 母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども家族への積極的な働きかけ | 緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、必要な情報提供を行います | 健康増進課 |

| | | | |
|----|--|--|-----------------------|
| 76 | 保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの作成と活用 | 医療機関は患者の症状から、健康診断や相談を通じて、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行うためにマニュアルを作成し活用します | 健康増進課 |
| 77 | 医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供 | 医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、情報提供等の支援を行います | 企画調整課 福祉事務所 |
| 78 | 育児・介護サービス提供者による早期発見 | 高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、関わりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、また守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます | 企画調整課 |
| 79 | 被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供 | 配偶者等からの暴力についての正しい情報を提供するため、被害者が気づきやすい、また手に取りやすい場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置します | 企画調整課 |
| 80 | 被害者救済の地域支援 | 被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します | 福祉事務所 市民課 企画調整課 |

| | | | |
|----|---|---|-------|
| 81 | 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり | 外国人や障がい者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行う団体等が、日常の業務や活動の中で、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点を持って関わります | 企画調整課 |
| 82 | 配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修会の実施 | 消防（救急）職員、民生委員・主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等、住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることにより、地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりをすすめます。また、関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修会を実施します | 企画調整課 |
| 83 | 地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進 | 暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます | 企画調整課 |
| 84 | 民間団体との連携協力 | 暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に地域づくりや子どもの育成について活動をしている民間団体等と連携して取り組みます | 企画調整課 |
| 85 | 生活保護等の援護制度の活用 | 経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います | 福祉事務所 |
| 86 | ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報等の提供 | 経済的な自立と心身の回復を支援するため、ハローワークにおける職業相談、職業紹介等の情報提供を行います | 地域振興課 |
| 87 | 各種保育サービスの情報提供・利用支援 | 各種保育サービスや相談事業の情報提供をし、育児の負担軽減を図ります | 福祉事務所 |

| | | | |
|----|--------------------------------|---|----------------|
| 88 | 公営住宅等への優先入居 | 住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅及び一般住宅に優先的に入居させます | 建設課 |
| 89 | 自立困難な被害者への対応 | 心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します | 福祉事務所 長寿支援課 |
| 90 | 医療関係者や心理専門職、支援関係者と連携したケア支援 | 被害者の心身の健康の回復を支援するため、医療関係者や心理専門職と配偶者暴力相談支援センター等と連携して専門的なケアを行います | 企画調整課 |
| 91 | 女性相談センターや男女共同参画センターにおける専門相談の活用 | 女性相談センターにおける臨床心理士等によるカウンセリングや、男女共同参画センターにおける医師や臨床心理士等によるカウンセリングを活用します | 企画調整課 |

※ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）

相手の意に反する性的な言動などの嫌がらせのことをいう。最近では、職場のみならず、学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題になっている。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。セクハラ同様、職務的立場を利用して無理難題を強要したり、私生活へ介入するといった人権の侵害にあたるような嫌がらせを繰り返し行うことを、パワー・ハラスメント（パワハラ）という。

※ 配偶者等からの暴力（DV）

「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」 P 58 ページ

「第3章 配偶者等からの暴力について」参照

※ 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。